

堺市パートナーシップ宣誓制度を開始しました

誰もがありのままに自分らしく暮らせるまちをめざす取組として、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的マイノリティの方に対して、市が宣誓書受領証を交付する制度を平成31(2019)年4月から開始しました。

性的マイノリティとは？

性のあり方には、身体の性だけではなく心の性(自分が感じている性(性自認))、好きになる性(誰を好きになるか(性的指向))、社会的な性(社会的にどうふるまうか)などがあります。一人ひとりに個性があるように、性のあり方も人によってさまざまです。性的マイノリティとは、例えば、同性に恋愛感情を持つ人や、身体の性に違和感を持つ人など、性のあり方が少数派であると認められる人のことをいいます。

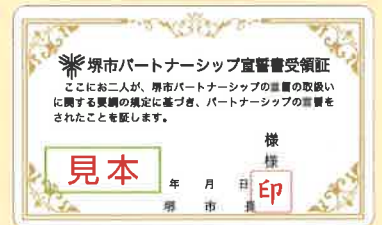
LGBTって？

L レズビアン 女性で同性を好きになる人	G ゲイ 男性で同性を好きになる人	B バイセクシュアル 男女両方とも好きな対象になる人	T トランスジェンダー 生まれたときの性別とは異なる性別で生きる人、生きたいと望む人
--------------------------------	-----------------------------	--------------------------------------	--

※LGBT以外にも、さまざまな性のあり方があります。

パートナーシップとは？

その一方又は双方が性的マイノリティである二人の間における、お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係。



宣誓の対象者や手続きの流れ、提出書類などは、堺市ホームページをご覧ください。

堺市パートナーシップ宣誓制度



※堺市パートナーシップ宣誓制度に関するお問い合わせは、堺市人権企画調整課(072-228-7159)まで。

第1回 人権教育セミナー

「弁護士夫婦」から「愛と法」へ ～堺市のパートナーシップ宣誓制度について～



「堺市パートナーシップ宣誓制度」の開始を機に、市民等がLGBTなど性的マイノリティの方々への理解を深め、偏見を解消し、性の多様性を認め合う社会をめざして、講師に南和行さん(なんもり法律事務所 弁護士)をお招きし、第1回人権教育セミナーを開催しました。ゲイであるご自身の実体験を交えながら、差別や偏見が存在する中、多くの当事者の方が生き辛さを感じておられること、また、「普通」という誤解をしないなど、今後私たち一人ひとりにできることなどをお話いただきました。

人権相談ダイヤル

☎ 072-228-7364 (堺市人権推進課)

多様な性に関する相談など、さまざまな人権相談を受け付けています。

- 月～金(祝・休日・年末年始を除く)
- 受付：午前9時から正午、午後1時から4時30分(1人30分)

秘密は守ります。相談は無料です。

堺市立平和と人権資料館

〒599-8273 堺市中区深井清水町1426(ソフィア・堺内)

電話：072-270-8150

FAX：072-270-8159

E-mail: jinkenhei@city.sakai.lg.jp

ホームページ： [平和と人権資料館](#) 検索

令和2(2020)年2月

堺市配架資料番号：1-D1-20-0014

